

後見制度について（13） ～任意後見制度⑥～

任意後見制度を身近に感じていただくために、64歳女性A子さんを主人公にした事例の5回目をお話しします。

外出先で倒れて緊急搬送された身寄りのないA子さんは、一命を取り留めたものの、意識は朦朧としたまま、発語はできず、意思疎通も困難な状況がつづいていました。その後の療養環境を整えるためにも、任意後見契約を受任していたOAGライフサポートが、A子さんの任意後見人となる必要が生じたため、家庭裁判所に対して任意後見契約の効力を発生させるための手続きをしているところです。



いよいよ家庭裁判所からの審判が出される時期です。法定後見の場合は、「成年後見人選任審判書」が出されるので、任意後見の場合は「任意後見人選任審判書」が出されるのかと思いきや、そうではありません。任意後見人としてOAGライフサポートが就任することは、任意後見契約公正証書を締結した時点で決まっていることで、別の人や団体が任意後見人になることはありませんので、わざわざ審判が出されることはないのです。

任意後見契約は、あくまでも民間と民間の契約で、それ自体に家庭裁判所は一切関与しません。民間同士で約束した通りに、A子さんが判断力を喪失した時点でOAGライフサポートがA子さんの任意後見人になるだけのことです。しかしA子さんは、既に判断力を喪失しており、任意後見人となってA子さんの財産管理を含む広範な権限を有することになるOAGライフサポートが、A子さんのためにきちんとした契約の履行をしているかどうかについて、自分自身で確認することができません。

そこで任意後見契約は、家庭裁判所による公の監視機能を取り入れています。OAGライフサポートが任意後見人に正式に就任するための条件を、家庭裁判による「任意後見監督人選任審判」と規定しています。

つまり、家庭裁判所がその責任において選任した「任意後見監督人」に、任意後見人であるOAGライフサポートの後見事務の監督をさせるのです。

具体的には、家庭裁判所が選んだ「任意後見監督人」が、A子さんの「任意後見監督人選任審判書」を受け取ってから2週間後に当該審判が確定し、OAGライフサポートが正式にA子さんの任意後見人に就任することとなります。

任意後見監督人は、監督事務の適正さを担保するため、任意後見人であるOAGライフサポートと利害関係があってはならないとされています。したがって、OAGライフサポートが「この人を監督人にしてほしい」と希望を出しても、それを家庭裁判所が聞き入れることは一切ありません。